

**塩田デイサービスセンター（通所介護サービス）**  
**契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	長野県厚生農業協同組合連合会
主たる事務所の所在地	〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
代表者（職名・氏名）	代表理事理事長 洞 和彦
設 立 年 月 日	昭和25年8月18日
電 話 番 号	026-236-2305

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	上田市塩田デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護サービス	
事業所の所在地	〒386-1325 上田市中野339番地2	
電 話 番 号	0268-39-1090	
指定年月日・事業所番号	令和6年4月1日指定	2070302373
管理者の氏名	馬場 健太	
通常の事業の実施地域	上田市・青木村	

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

**4. 提供するサービスの内容**

通所介護サービスは、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、対応可。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人、
看護職員	常勤 1人、 非常勤 2人
介護職員	常勤 6人、
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 2人

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	馬場 健太
--------------	-------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割の額です。）ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。負担割合については負担割合証をご確認ください。

### 【基本部分】（別紙料金表を参照ください）

基本利用料は、厚労省が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】【減算】【その他の費用】

別紙料金表を参照ください

## 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次回請求書と一緒に差し上げます。（次回請求がない場合は速やかにお届けします）

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の22日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、介護支援専門員などへ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び上田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0268-39-1090 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	上田市高齢者介護課	電話番号 0268-22-4100
	青木村地域包括支援センター	電話番号 0268-49-0111
	長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1580

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員 又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 13. 非常災害サービス

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。